



図2 楞嚴寺藏守持衣の裏側



図1 楞嚴寺蔵の守持衣

■ 守持衣についての論争

江戸中期には守持衣について論争があった。すでにみたように、守持衣は五条衣の特に小さいもので縦二肘、横四肘の大きさ、上は臍をおおい、下は両膝をおおうものであった。それが享保十一年（一七二六）に鳳潭の著わした『仏門衣服正儀編』には、泥薩祇衣と同じものとして図示されている（図4・5）。泥薩祇衣は比丘、比丘尼の受持すべき具足戒の一部である泥薩祇波逸提迦（捨墮罪）を犯した時、所定以上所有の衣鉢を教団が没収し四人以上の僧中で懺悔せねばならないところから、没収された後に着るものであった。『根本説一切有部毘奈耶』卷十七によれば、
 鄔波離、復二種の安咀婆娑あり。

豎二、横五なると豎二、横四なるとなり。若し極下の安咀婆娑は但三輪を蓋ふなり。是れ持衣の中にては最少なり。若し泥薩著衣の最極小なるは、但縦横一肘を齊るなり。

とあり、安咀婆娑（五条衣）は豎二肘、横四肘が最も小さく、泥薩著衣の最少は縦横一肘の大きさという。このように五条衣と泥薩祇衣は異なったものであったが、鳳潭の図は同じものとみなしている。それに対し、善通寺（香川県善通寺市善通寺町）の光国寂潤（一七〇九—一七七八）は享保十五年（一七三〇）に著わした『僧服正檢』で、鳳潭に對して「泥薩祇衣ならば捨てなければならぬのに、どうして守持と名づけるのか。守持は古く受持という。鳳潭は錯って衣の名にして

いるが、豎二肘、横五肘以下の五条衣のことではない」という。また、正法律を創唱して戒律の復興を目指した慈雲飲光（一七一八—一八〇四）も寛延三年（一七五〇）に編集した『仏門衣服正儀編評釈』で、同じように「鳳潭は、衣の名と云って図を記しているが誤りである。守持衣は横四肘、豎二肘が極小の量で、縦横一肘は分別衣の最下の大きさである」と批判している。しかし、鳳潭は『僧服正檢却撓訓』を著わして「図の外の傍注に細書して泥薩祇衣守持衣としたが、それは自分が名づけて標目にしたのではない。泉涌寺派の律宗の人がこれを用いて守持衣といっている」といい、当時の律宗では縦横一肘の泥薩祇衣を守持衣と呼称していたようである。

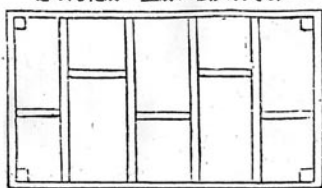
したがって、鳳潭は泥薩祇衣と守持衣が異なるものであることを知っていたが、あえて当時使用されていた呼称を合わせて記したため、このような論争が生まれたのである。何れにしても縦二肘、横四肘の守持衣は縮小され、掛絡（給子）とは別なものとして存在していた。臨濟宗では用いられず、曹洞宗のみで用いられた珍しい袈裟であった。明治初期迄は使用されていたが、明治十九年の「衣体ヲ齊整スルノ御諭告」以来使用されず、現在は歴代住職の遺品として見出される。今後も多くの守持衣が確認できることを期待している。

肘一横縦



○泥薩祇衣
 ○守持衣
 一長一短根本有部
 毘奈耶律若必芻犯三捨墮

色赤陀乾肘二整肘四横衣持守條五



一長一短。根本有部毘奈耶律。百一羯磨。若極下量限蓋三三輪。上但蓋臍下掩兩膝。守持衣中最小。若臂短者不及於膝。宜依臂長爲準。彼盧山衣禪流所掛給子依焉。

図5 『仏門衣服正儀編』にある五条守持衣

図4 『仏門衣服正儀編』にある泥薩祇衣と守持衣